

ほろにかが

平成29年2月15日
全国卸売酒販組合中央会

「酒類の公正な取引の基準」の施行に向けて

四国支部長 戸田 善丈

改正酒税法等の6月施行に向け、「酒類の公正な取引の基準（案）」及び「法令解釈通達（案）」についてのパブリックコメントの手続きが進められており、3月中に最終決定される予定と聞いている。

酒類の廉売は、1980年代後半に酒ディスカウンターの出現により始まり、その後スーパーも含めた低価格販売の拡大と、規制緩和政策の流れに沿った随時の酒類販売業免許制度の緩和により、酒類市場における廉売問題は拡大の一端を辿り、生活必需品の中で最も不当廉売の対象となり易い商品に位置づけられるに至っている。

このような酒類市場の現状に鑑み「酒類の特性」を踏まえた酒類市場のあり方について、平成10年、国税庁から「公正競争による酒類産業の発展のための指針」（旧指針）が、平成18年には「酒類に関する公正な取引のための指針」（新指針）が公表され、公正取引委員会からは、平成12年「酒類流通における不当廉売、差別対価への対応」が発出され、国税庁及び公正取引委員会が考える酒類の取引及び価格のあり方が明確にされるとともに、公正取引委員会による不当廉売に対する注意と勧告、国税庁による取引実態調査等を通じた行政指導により、酒類の取引の安定が図られてきたところであるが、これら行政指導による効果はほとんど見られず、行政の取り組みとは裏腹に、最近の酒類市場は価格競争の激化と実質価格の低下が顕在化する現状にある。

このような中で、「酒類の特性」を踏まえ、「酒税の保全と酒類の取引の円滑な運行を図る」ことを目的として、議員立法による酒税法等の改正が行われ、この度の「公正な取引の基準」の制定となったことは、政府提案の法改正では到底考えられない画期的なことであり、議員立法の実現に取り組んだ小売業界及び「街の酒屋さんを守る議員の会」の皆さんに多大な敬意を表するところである。

改正酒税法等の施行後は、今まで国税庁において行われてきた取引実態調査により「指針（合理的な価格設定）」に則していないとされた取引（毎年取引実態調査の95パーセント以上の取引が該当）のほとんどが、その価格のあり方としては酒税法等違反に問われることとなるはずである。

酒類業界生販三層の全てが「酒類の特性」とこのような酒類取引の現状を強く認識するとともに、改正酒税法等の施行が酒類取引の正常化の最後の砦であるという強い認識の下、法施行後の酒税法等に違反しないことはもとより、「酒類の特性」を唱えるに恥じることのない酒類取引の実現に向け、真摯に取り組んでいく必要がある。

また、国税庁においても、監督官庁として、酒類業界が改正酒税法等に即した取引の改善に積極的に取り組み、法施行に遅れることなく酒類市場の公正な取引環境が実現するよう、強い行政指導を発揮していただけることを願っている。